

平成 27 年度第 4 回指定管理者選定審査会（概要）

1. 開催日時	平成 27 年 9 月 28 日（月） 午後 1 時から午後 5 時
2. 開催場所	白井市役所 3 階 会議室 2
3. 出席者 （委員） （説明者） （事務局）	18 名 岡東会長 松山副会長 山崎委員 中村委員 水島委員 伊藤委員 生涯学習課 鈴木課長 萩原主査 子育て支援課 武田主任主事 高齢者福祉課 山口副主幹 NP0 法人ワーカーズコープ 南條センター長 杉浦氏 ○○氏 しろい光夢辿 築城代表、山崎センター長、大田副センター長 行政経営改革課 笠井課長 高山主査 元田主査補
4. 傍聴者	0 名（非公開）
5. 議題	(1) 西白井複合センター指定管理者候補者の選定について (2) 桜台センター指定管理者候補者の選定について (3) 今後のスケジュールについて
6. 配布資料	資料 1 西白井複合センター指定管理者候補者選定審査書類一式 資料 2 桜台センター指定管理者候補者選定審査書類一式
7. 議事	以下のとおり
事務局	皆さんお揃いですので、第 4 回指定管理者選定審査会を開会いたします。開会に当たりまして、会長からご挨拶をいただきます。
会長	ただいま事務局からご説明ありましたように、第 4 回目の審査会を開催させていただきます。 なお、本会は、指定管理者選定審査会要綱第 5 条第 4 項の規定によりまして、非公開とします。従って市民の方の傍聴はできません。 今日の議題は 3 つありまして、まず、1 番目に西白井複合センター指定管理者候補者の選定。2 番目が桜台センター指定管理者候補者の選定について。3 番目が今後のスケジュールでございます。事務局との先ほどの立ち話なのですが、1 時ぐらいから始めまして、2 時半、約 90 分で西白井複合センターの指定管理者の候補者の選定についての結論が出ればいいのかと、そういうふうに思っております。それから、しばらく休憩をいただき、桜台に移るということになろうかと思えます。 なお、やり方としては、前回と同じように、指定管理者の方、あるいは市の担当者の方から説明をいただいた都度、時間をおいて、そのときに採点するかどうかはともかくとして、前回よりもいくらかスピードアップして、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
事務局	ありがとうございます。では、本日議題に入る前に、本日の流れについて、先ほ

〇〇委員 事務局	ど会長からお話がありましたが、もう少し詳細について説明させていただきます。 本日、西白井複合センターと桜台センターの2施設について審査をしていただくこととなっております。こちらについては、それぞれ、公募をしましたが、1社しか応募がなかったことから、今回第2次審査を廃止して、第1次審査に指定管理者応募者の同席を認めて、前回と同じような会議を行うということを、第2回の指定管理者選定審査会で決定したところです。今回、先ほど会長からお話ありましたが、2番目の業者さんについては、概ね2時半ごろからスタートですよということで、2時15分までに控室に入ってくださいというようなお話をしています。時間については概ねなので、そこについては、もっと審査すべきことがあったら、そこで漏らさないでいただいて結構なのですけれども、目安として、休憩時間を入れて、少し85分ぐらいの時間での審査をしていただければなというふうに思っているところです。 その後、一番初めに複合センターについての指定管理者の候補者を決定しまして、その後、休憩をとって、すぐに桜台センターの指定管理者候補者の選定を行いたいと思っております。その後、1番と2番のものについて、前回と同じように集計表で皆様にお渡ししますので、こちらの集計表に点数記載したものを皆様にお配りして、確認をしていただくということになっております。 本日、指定管理者選定審査の審査表について、皆様に送付をさせていただいたところですが、お手元にお持ちでない委員さんいらっしゃいますか。審査表、実は前回その場で配ったのですが、今回審査表、このような形で郵送させていただいたのですが、お手元にございますか。それに委員さんのお名前を書いて、今回それで提出という形になりますので、お願いいたします。 前回ご指摘のありました箇所、こちらの中で、類似施設の運営実績についてということで、これについては、見直しが必要ではないかというようなお話があったところでしたが、こちらについては、審査基準は既に公表した中で入れているところですので、そのまま記載をさせていただいています。次回、次年度以降の審査の中で除いていくというような形を考えていきたいなというふうに思っているところです。 また、前回〇〇委員さんからあった資料の様式が古いものなのではないかというような話がありました。それについては、各事業者から、今回新しい様式で、説明の前に年間の保険料が入った形のものを配るということになっています。 今日の進め方について、わからない点、不明な点とかありましたら、今のうちにどうぞ。 配点をもう一度お願いできますか。 配点については、前回と同じような形で、この得点と書いたものについては平均点が入りますので、1から4番のものについて、それぞれ点数をつけていただきまして、いただければと思います。得点については、うちのほうで平均点を点数として入れますので、皆さん入れなくて結構です。この枠の中で、この審査項目1につ
------------------------	---

	いては、四つの平均点が審査項目の1ということになります。例えば、次のページの9番については、9番の申請者についてということ、事業契約書の関係なのですから、これについては、一つの項目しかありませんので、入れた点数がそのまま得点ということになっています。前回と同じような形で、こちらの点数なのですが、こちらの基準点であるものについては5点。で、それよりも優れているものについては、5点から10点の間で、1点刻みで点数を入れてください。これについては、0、5、10ということで記載をさせていただいていますけれども、5点が平均を達してれば、最低限の部分で平均を達して、市の基準を達している場合であれば5点ということになっています。それよりも良いものについては、5点から10点の間で1点刻み。それよりも悪いものについては、5点から0点の間で1点刻みで下げていくという形になっておるところです。 また、こちらについては、前回と同じように、総合点として、こちらが半分、1番から15番のサービス点の満点が150点となっているのですが、そちらの最低基準点数が半分の75点を満たさない場合については、失格となっております。また、そちらを満たす場合であっても、9番の申請者の財務状況について、皆さんの平均が1人10点ずつを持っているところなのですが、皆さんで合わせて60点を持っているのですが、それが30点を満たない場合については、こちらについても同じく失格という形になり、また改めてこちらの指定管理者の募集を行うというところになっております。以上です。
会長	特にございませんか
事務局	では、団体と説明者を呼んでまいりますので、もう少々お待ちください。
事務局	では、もう一度説明いたします。教育委員会の生涯学習課、これは主管課になります。それと健康福祉部の子育て支援課、健康福祉部の高齢者福祉課。この3課がそれぞれ所管している施設になります。
会長	進め方としては、前回みたいにそれぞれ生涯学習課の方が全部やってもらうわけにはいかないのですか。
事務局	恐らく生涯学習課のほうで、全部説明すると思います。そこで、足りない部分をそれぞれの課のほうで補足することとなります。 【入室】
生涯学習課長	私は生涯学習課長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いします。
生涯学習課	生涯学習課萩原と申します。よろしくお願いします。

高齢者福祉課	老人憩いの家の担当になります。高齢者福祉課の山口です。
子育て支援課	児童館担当になります子育て支援課の武田です。
ワーカーズコープ	NPO法人ワーカーズコープ、現在、西白井複合センターのセンター長をしています南條と申します。
ワーカーズコープ	NPO法人ワーカーズコープで千葉県と茨城県を東関東エリアと呼んでいるのですが、その事業本部の杉浦と申します。よろしくお願いいたします。
ワーカーズコープ	NPO法人ワーカーズコープ、白井地区のエリアマネージャーです。よろしくお願いいたします。
会長	それでは、これから審査を始めさせていただきますけれども、ワーカーズコープさんについては、膨大な資料を提出されておりますけれども、時間の制約もございますので、説明は生涯学習課にやっていただきながら、不足している点、あるいは追加的にこれはぜひ強調したいという点についてだけご説明いただくような形でやりたいと思います。時間節約のことも念頭に置きまして、実質的な会議をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。
事務局	それでは、早速ですが、説明のほうは担当の萩原のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
生涯学習課	よろしくお願いいたします。それでは、まず審査項目に沿って説明します。
生涯学習課	それでは、今回の募集に当たりまして、要件になりますけれども、西白井複合センターワーカーズコープさんに関しましては、応募の資格要件としまして、こちらは満たしております。 制限事項、こちら8項目ございますが、こちらに関しても該当するものはございません。 また、財務状況に関しまして、過去3年間の財務諸表が提出されておりますので、問題ありません。当初の資格要件については、以上満たしており、合格とみなします。
会長	続けて、どうぞお願いします。
生涯学習課	では、そのまま続けさせていただきます。審査項目の1番目になりますけれども、「管理運営の方針」につきましてですが、選定の基準といたしましては、「事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上がはかれるものであること」となっております。

	こちらに対しまして、選定の内容になりますけれども、補助資料の 1 ページになりますけれども、項目のほうを全体で、まず全体にかかるものとして、複合施設としまして、事業計画書、申請書の 9 ページから 15 ページに渡りまして、基本方針という内容で 5 項目、大切にしたい 5 つの役割という内容で 13 ページから 5 項目の記載がございます。 個別の内容といたしましては、公民館といたしまして、14 ページ、複合施設としての内容に準ずるものとして記載があり、さらに、社会教育法 20 条の設置目的に沿った内容のものの記載でございます。 児童館につきましては、申請書の 15 ページから 17 ページにかけての記載でございますが、こちらの方針としましては、複合施設に準じた内容という形になっております。 このほかに、児童館運営で大切にしたいことといたしまして、申請書の 15 ページにございますが、9 項目の記載があります。 また、16 ページの社会への貢献のためにという項目で 3 項目の記載があります。 続きまして、老人憩いの家につきましては、申請書の 17 ページから 19 ページに記載がございまして、こちら基本的な部分は、複合施設としての方針と同様となっております、さらに運営に当たって 4 つの基本コンセプトとして、4 項目の記載がございます。管理運営の基本方針につきましては以上になります。
会長	委員の先生方は何かご質問ありますか。特にございませんか。 それでは、先に進めていただき。あるいはワーカーズさんに追加的に補足してもらうことがございましたら、どうぞ遠慮なくおっしゃってください。
ワーカーズコープ	特にございません。
会長	ありがとうございます。それではどうぞ。
生涯学習課	それでは続きまして、審査項目の「市民サービスの向上方法について」となります。こちらにつきましては、施設の管理が「市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること」となっております。こちらにつきましては、申請書の内容につきましては、要約版の 3 ページになりますけれども、公民館といたしまして、申請書 20 ページから 24 ページにかけて、6 項目の記載がございます。 また、児童館につきましては、22 ページと申請書 24 ページにこの公民館の内容に準じるものとするとともに、児童館の事業の充実・サービスの向上についてという内容での記載がございます。 さらに老人憩いの家につきましては、申請書の 25 ページからになりますけれども、こちら公民館に準じるものとして、老人憩いの家の事業の充実・サービスの向上についてという内容での記載がございます。「市民サービスの向上方法について」は以上になります。

会長	ありがとうございました。ワーカーズさんのほうで何か追加説明ございましょうか。
ワーカーズコープ	特にございません。1点つけ加えるとすれば、市民サービスの向上の問題で、市の今後の基本計画の中でも、やはり子育ての分野を充実させたいということがございますので、今後、講座を実施する上でも、保育などのサービスをやりながら、より多くの若い方たちに講座にもご参加いただければというふうに思っております。
会長	ありがとうございます。各委員の方でご質問いかがでしょうか。 では、〇〇委員。
〇〇委員	公民館のところで、一人ひとりの「学び」をコーディネートしというふうに書かれているので、具体的には、この内容はどういうことを意味しているのでしょうか。
ワーカーズコープ	やはり地域の方々、市民の方々の要望・ニーズというものを、あるいは地域の語らいに対する必要な講座というものを考え、企画し、それを皆さんに、そのような講座に参加していただくということが、一人ひとりの学びのコーディネートというふうに思っております。ですから、地域の皆様にいろいろ伺って、情報を得て、その上で検討した上で、講座を企画するということが重要だというふうに思っております。
〇〇委員	はい、わかりました。
会長	では、他によろしいですか。はい、〇〇委員。
〇〇委員	大切にしたい5つの役割の中で、3番のお父さんやというところがありますけれども、その中にシニア社会連帯委員会というふうに書かれているのですが、これはどういうもの、どういう人たちが集まって、どういうふうに行っている委員会なのか。13ページですね。シニア社会連帯委員会というのがあるのですけれども、それはどういうものか教えていただきたいのですが。
ワーカーズコープ	シニア社会連帯委員会というのは、単に複合センターの職員だけではなくて、広く地域の方々に参加を求めまして、会議を構成し、皆さんでさまざまな企画を行い、実行していくというようなものになります。既にサロン、今、現在複合センターにあるサロンという地域の市民の方々が運営するサロンというのがあるのですけれども、それももともと、行政や市民の方々や複合センターの職員が月に1回ほど会議を開きながら、そのようなサロンの運営の実施にまで至ったという経緯がございます。 単に公民館に遊びに来るという、あるいはサークル活動をするということだけではなくて、皆さん企画の段階から参加していただき、地域づくり、まちづくり、

	あるいは公民館運営というものに参加していただくというようなことを目的としております。
〇〇委員	具体的にどういう方たちに呼びかけて、どういう方たちで構成されている委員会ですか。
ワーカーズコープ	やはり、今後の問題ですけれども、公民館を利用する方たち、利用するといっても、私どもは複合施設ですので、児童館もあり、老人憩いの家もあり、図書室もあり、あるいはサロンのような、全くそういうものとは関係なくサロンにコーヒーを飲みに来る方たちもいて、あるいは2階の貸し館を利用して、さまざまなサークル活動や自治会活動をされている方たちがいらっしゃいますので、そのような方たちに呼びかけをいたします。 また、自治会の方たちともいろいろつながりを持つようになってきましたので、そういう方たちとともに、まちづくり、地域づくりを考えていきたいというふうに思っております。
〇〇委員	委員会として、月に1回の会議を持つというのではないということですか。
ワーカーズコープ	委員会として、今後は組織的というか、計画的に、思いつきだけではなくて、しっかりと組織し、できればプロジェクトというか、地域づくり、まちづくりを考え、あるいは実現していくプロジェクトのようなものを今後考えていきたいというふうに思っております。 ですから、さまざまな年代、さまざまな立場、複合センターを中心とする地域の方々が、やはり集まって意見交換することで、より現実在即したさまざまなアイデアが出るのではないかとこのように考えております。
〇〇委員	すみません、何か直接聞きたいことが、そのままスポンと返ってきてないような気がするのですけれど。
〇〇委員	文章読んでいただくと、まず、名前がシニア社会連帯委員会っていうことで、対象はお父さん、段階の世代って限定していますよね。それが利用者全てを含むような形での説明をされても、まず全然ピンとこないのではないかと。 あと、これからやっていきますっていうご説明だったのですが、「設立して支援をしております」ということで、現在形で文章が書いてあるのですね。 ですから、ちょっとその文で、多分説明とここに書いてある記述の内容が今、すれ違っているのだと思うのですよね。
ワーカーズコープ	そうですね。失礼しました。社会連帯委員会というのは、そもそもワーカーズコープの中に、もう一つの組織として、社会連帯機構というものがございます。それは職員から毎月500円ずつ集めまして、地域に事業、仕事、お金を稼ぐ仕事にはな

〇〇委員	らないけれども、地域に必要な社会に役立つことであれば、その貯めたお金を使っていきたいというような組織があるのですね。 それで、そこでは既に高齢化した人たちが、例えば、介護器具の貸し出しであったりとか、介護保険の活用の仕方を広める活動であったりというのは、既に行っているのですね。そういう意味では、既に委員会はあるのですけれども、さらに地域に一步踏み出して、今後はもっとまちづくり、これから白井というのは、ますます高齢化進んでいきますので、そういう方たちが役割を持ち、活躍する場を創出していかなければいけないという意味でも、既に私たちのところにあるものに、さらに地域を巻き込んでいくというような意味で書かせていただきました。申しわけありません、私のほうが混乱してしまいました。 これを見たときに、例えば、その複合に通っている敬老会の方たちとか、あとは、地域の自治会の会長さんとか、シニア世代の方がたくさんいらっしゃいますよね。そういう人たちに声をかけて、その人たちの中で、こういうシニア社会連帯委員会というのをつくっていて、そういう会議の中で何かの企画がなされているのかなというふうに私は想像したのですね。ですから、どういう感じでやっているのか聞きたくて質問したのですけれども、答えがちょっと求めているのが違ったので。
ワーカーズコープ	例えば、つい最近もミニ夏祭りというようなものを開催したのですが、それは憩いの家という 60 歳以上の方だけが利用できる施設があるのですけれども、そちらの利用者さんと実行委員会をつくりまして、ミニ夏祭りを開催したのですけれども、そういう形で、特に憩いの家を利用する「親和会」などの地域の高齢者クラブの方たちですとか、あるいはサロンを利用している方たちと既にいろいろな連携を組みながら、さまざまなことをしてはきたところですが、ここに書かれているようなシニア社会連帯委員会というような名前はまだつけてはおりません。
〇〇委員	わかりました。
ワーカーズコープ 会長	申し訳ございません。 どうもありがとうございました。それでは、次をお願いします。
生涯学習課	「利用者ニーズの把握方法と対応について」でございますが、こちらにつきましては、「事業計画書による施設の管理が市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること」となっておりまして、これに対しまして、申請書の内容につきましては、申請書の 26 ページから、ここにあります 6 項目につきまして、記載のほうがございます。そのほかに基本姿勢という形で 9 項目下のほうにございます。 児童館につきましては、こちらの公民館の規定内容に準じる旨の内容となっております。あと、それとともに、児童館における利用者ニーズの把握方法と対応につ

	いてという項目で記載のほうがございます。 老人憩いの家につきましては、30 ページに公民館の内容に準ずるとの記載がございます。利用者ニーズの把握方法と対応については以上になります。
会長	ありがとうございます。特に議論がないようですから、次をお願いします。
生涯学習課	それでは続きまして、「自主事業の実施計画について」となります。 こちらにつきましては、「事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること」となっておりまして、こちらの内容につきまして、申請書には公民館として、31 ページから 37 ページまでの内容で各種事業の記載のほうの説明されております。 また、児童館につきましては、同様に 37 ページから 44 ページにかけて事業内容の記載があります。 老人憩いの家につきましては、申請書の 45 ページから 46 ページにかけて記載がやはりございます。以上でございます。
会長	ありがとうございました。盛りだくさんの企画が予定されているということです。各委員の方、ご意見ございますでしょうか。では、〇〇委員。
〇〇委員	チャリティフリーマーケットで売り上げの一部を生活困窮者に支援というのは、募金という形ですか。
ワーカーズコープ	そうですね。
〇〇委員	もう一ついいですか。新規事業のほうで、キッズサポートクラブっていうのがあるのですけれども、発達に問題がある子供たちの改善に向けた支援と保護者の相談とありますよね。これはその専門の方がいらっしゃっていますよね。
ワーカーズコープ	そうですね。作業療法士さんとか言語聴覚士さんがボランティアで既にもう行っているのですけれども、ある、お試しということで行っておりますけれども。やはりこちらは専門家じゃないと、できないことですので。
会長	よろしいですか。ほかの委員はございませんか。
〇〇委員	いいですか。
会長	はい。
〇〇委員	自主事業の中で、例えば講師が必要な場合とかありますよね。その場合は、職員さんがやられるのか、あと外部の方を使えるのか、その辺ちょっと割合と、あと実

	際にその講師を依頼したための費用とかは払われているのですね。
ワーカーズコープ	ほとんどの場合は外部の講師で、なるべく複合センターを中心とした地域にお住まいの方をお願いしております。サークル活動などでも講師をされているような方たちなどに講師をお願いしていったりします。それで、交通費と講師料はお支払いをしております。
〇〇委員	割合的にはどういった。ほとんどですか。
ワーカーズコープ	割合的には、90 パーセントは外部講師ということになります。内部で他の事業所にも、さまざまな事業所がございますので、介護関係などは、そちらで講師を頼むことはございますが、その他の例えば、科学教室であるとか、手芸教室であるとかというようなものにつきましては、あるいは体育関係ですとか、そういうものにつきましては、全てやはり専門の知識を持った外部の講師の方をお願いをしております。
会長	はい。〇〇委員。
〇〇委員	もう何年かけてやっていると思うのですけれども、中高生の居場所ってということは何年か前からやっていますよね。今年が初めてじゃなかったです。中高生の居場所づくりというのを市のほかの課の方からも何年か聞いていると思うのですけれども、始めたころと何年かの年数が経った今で、その利用頻度というか、その中高生に受け入れられている感じはどんな感じかなっていうのを教えていただけますか。
ワーカーズコープ	やはり最近感じますが、児童館を小学校ぐらいに利用されたことのあるお子さんたちは、中学生になっても、高校生になっても児童館にやって来たり、あるいは夏休み、多目的室という、元々パソコンルームだった部屋が、空いている時間帯とか曜日がございまして、夏休みは学習室として、中高生の学習室として、本年度は開放したりしたのですね。 突然、中高生になって、例えば、児童館を使うというお子さんはほとんどないのですね。やはりその積み重ねということがいかに重要なのかという、職員が、やはり何年経ってもそこに顔なじみの職員がいるということが、大変重要だということを最近になって実感しております。
会長	よろしいでしょうか。それでは、次の緊急時の対応についてよろしく願いいたします。
生涯学習課	それでは続きまして、「緊急時の対応について」でございます。こちらにつきましては、「事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的

	な管理が図られるもの」となっています。で、大きい振り分けは先ほどと同様になりますけれども、これらにつきまして、各館共通という形で申請書のほうには 46 ページから 56 ページにかけての記載がございます。 また、47 ページに組織体制が、50 ページには、緊急事態発生時における対応及び苦情処理体制という形で記載のほうがございます。個別には、危機管理に関することとして 46 ページから、防災安全管理体制につきまして 51 ページ、防災計画につきましても 51 ページ。日常の安全体制としまして 52 ページ、不審者対策として 53 ページ、急病者対応につきましても 53 ページでございます。 もう一つは、利用者への情報提供と危機意識の啓発、これら 3 項目につきましては、53 ページに記載がございます。 記録の保管と事例検討による危機管理徹底及び衛生管理の項目については 54 ページ、各種保険への加入としまして 55 ページにそれぞれ記載のほうがございます。内容につきましては以上になります。
会長	ありがとうございました。何かヒヤリ・ハットの具体的なデータございますか。手短に、こういうケースがありましたっていう。
ワーカーズコープ	最近、お子さんが、例えばトランポリン、小さなトランポリンですけれども、それを使っていて、ちょっとありました。
会長	目を離したということですか。
ワーカーズコープ	目を離したというか、飛んでいる間に床に落ちたということもございますし、利用者さんでお部屋を利用している最中に、ちょっと足を滑らせたとか、そういうことは度々ございます。 実際に保険を使いまして、捻挫をしたということでお医者さんに通われて、当然治療費を公民館保険からお支払いした例というのはございます。
会長	ありがとうございました。委員のほうで何かございますか。〇〇委員。
〇〇委員	例えば、不審者かなという人が入って来たときに、職員の方はどのように対応するのですか。
ワーカーズコープ	つい先週も、実は 2 階のロビーで、ソファーにずっと寝ている人がいるということで、利用者さんから連絡を受けまして、私が行きましたら、この寝方は、ちょっとひょっとしたらお酒を飲んでいるかもしれないというようなご様子だったのですね。 それで、その場合は私が声をかけまして、いかがなさいましたか、どなた様ですかということで、そしたらぐっと起き上がって、最初寝ているときにはお酒の瓶も何もわからなかったのですが、すぐとはわからない入れ物に、透明の入れ物に、お

	酒の瓶ではないのですが、入れ物に白い水のようなものが入っているわけです。 これは確実にお酒だなという感じで、こちらの2階は、利用できませんよということ、貸し館のスペースですので、2階はご遠慮くださいということと、公民館は飲酒される方はご利用できないのでということをお伝えしましたら、ちょっとふらつきながらですが、早速エレベーターに乗って門の外まで、出るところまでちょっとお送りして、外に出ていただいたという事例がございます。 それと、もう1点ですが、若者が、老人憩いの家の廊下でただひたすら寝ていると状況があったのです。その場合は、ちょっとつかみどころがないので、交番の方に来ていただいて、お名前、住所と聞いていただいて、それで一応、こちらから、そういうこと伺うこともできませんでしたので、一応それだけは把握して、お巡りさんのほうに把握していただくというような対応をとりました。 もう1件、やはりずっとベンチで寝ている若者がいて、青白い顔をして、こちらから見れば不審者なのですが。その場合は、やはりお巡りさんに来ていただきまして、住所、名前と聞いていただいたのです。それで、ちょっと様子が、どうも何か知的あるいは精神的病気を持っていそうな感じがしましたし、ひょっとしたら公民館が居場所になっているのかもしれないですから、そこは警察の方からご家族の方に連絡をとっていただきまして、もしよろしければ、ご家族の方に公民館に連絡をくださいということで、ご連絡いただきましたら、いろいろ事情を抱えている若者だったのです。それでいろいろ対応しましたら、やはり公民館が居場所になっていると。好きなものがありますかって聞いたところ、将棋は好きだと。知的障害もあり、精神障害も持っているということで、白井将棋愛好会さんという方たちも週に1回利用されているので、そちらの方をお願いして、その青年を受け入れていただいて。今、週に1回、必ず将棋に来るようになりまして、最初の青白い顔も少しだけ色味が出てきて、言葉も、ほかの人との言葉も多少交わすように変化してきました。そういうような事例がございます。
会長	どうもありがとうございます。素晴らしいです。それでは、次をお願いします。
生涯学習課	続きまして、「利用促進の方法」につきましてですが、基準のほうは大きな括りの中で、先ほどと同様な形になっておりますので。これに対しまして、申請書の内容につきましては57ページからになりますけれども、公民館として7項目の記載がございます。 また、児童館につきましては、59ページからに児童館だよりの発行の記載等に、そのほかにつきましては、公民館と同様というような形の記載がございます。 老人憩いの家につきましては、同じく59ページに、こちらでもやはり公民館の記載内容と同じであるとともに、誰もが利用しやすい居場所という内容の記載がございます。利用促進の方法につきましては以上になります。
会長	ほかに委員の方。はい、どうぞ。

〇〇委員	オリジナルのホームページの開設というのは考えてないですか。
ワーカーズコープ	オリジナルですか。今、ブログで、オリジナルはブログで対応しています。そこには行事のご案内ですとか、既に行われた行事や自主講座についてのお知らせですとかというようなことで対応しております。
会長	はい、どうぞ。
〇〇委員	ざっとでいいのですが、利用者の満足度考えたら、どれくらいと想定していますか。
ワーカーズコープ	利用者さんの満足度ですか。多分 70 パーセントぐらいというふうに思っておりますが、多様な方たちがお見えになりますし、それぞれのご要望というのもいろいろございます。ですので、できるだけこちらが対応できるようなことは、やっていきたいというふうに思っております。公民館の方針を大きく逸脱するようなことでは、現場で何とかなるようなことであれば、ぜひぜひ対応していきたいというふうに思っております。
〇〇委員	はい、よろしいですか。
会長	はい、どうぞ。
〇〇委員	市民が、公民館という認知度というのは、どのぐらいあるとお思いになります。
ワーカーズコープ	世代によって大きく差があるというふうに思うのですね。やはり、まず例えば、広報を見る確率というのも、最近若い人たちは新聞をとっていないというようなこともあったりしますし、あるいはやはり子供も、高齢者である年齢以上の方たちというのは、専業主婦世代なのですね。 ですから、公民館活動というのも盛んに活発に行われてきた世代なのですが、それよりも下になりますと、共働きの家庭がとっても増えておりますし、そうすると、なかなかゆっくり広報を見ることもなく、あるいはサークル活動に参加してみようかなというような方も少なくなってきてしまうので、世代によって、多分ある年齢以上ですと、80%とか85%とかっていうことになるかもしれないのですが、20代、30代ぐらいは、多分4、50%とかそんな感じになるかもしれないですね。 子育て世代、小さなお子さんをお持ちの方たち、あるいは小学生の世代をお持ちの方たちですと、児童館を利用されとかってございますし、あるいは午前中の時間帯ですと、児童館では、まだ幼児さん、乳幼児さん対象のいろいろなイベントもございますので、そういう方たちには、公民館の存在というのは割と重要な存在になっていると思います。 ただ、働き盛りという世代はなかなか難しいというふうに思いますが、最近の傾

	向として、昨年までは、若い 10 代、20 代の方の利用というのが余り見られなかったのですが、最近になって、レクホールという体育館でのバスケットだとかバドミントンだとかというものをやるようになった方たちが、10 代、20 代でちょっと増えてきたのですね。 新しいサークルさんも、今まで見かけなかったサークルさんの名前もときどき見かけるようになりましたので、また少し傾向が変わってきたかもしれないです。あるいは小さいころに児童館を利用したという人たちが、既に公民館になじみを持っていて、大人になっても公民館を利用するという方たちが少しずつ出てきたのかなというふうに思います。
〇〇委員	ありがとうございました。
会長	よろしいですか。ありがとうございました。それでは、次の項目を。管理経費ですかね。
生涯学習課	それでは続きまして、管理運営経費の削減方法についてでございます。選定の基準は、ここまでの項目と同様の内容となっております。こちらにつきまして、申請書の内容につきましては、公民館、児童館、老人憩いの家共通としまして、59 ページからの記載が 3 項目、さらに効率的な運営としまして 3 項目の記載のほうがございます。管理運営経費の削減方法につきましては以上でございます。
会長	はい、どうぞ。
〇〇委員	60 ページにサポーターの育成という項目があるのですが、このサポーターの育成によって経費節減ということ、ということは、職員さんの代わりをそのサポーターの方にやっていただくということになると思うのです。サポーターの育成に関して、私たちワーカーズコープは全国の公共施設を管理運営している中で培ったものを存分に生かせるとありますが、具体的にどのような管理があるのか教えていただけますか。
ワーカーズコープ	サポーターと申しますのは、既に例えば、利用者さんなのですが、ボランティアで、必ず年に 1 回公民館周辺の草刈りをしてくださる方がいらしたり、あるいはお花を必ず週に 1 回お花を生けてくださる、あるいは 2、3 日に 1 回、必ず玄関前に植栽の手入れをしに来てくださる方がいらっしゃるというような感じで、なかなかこちらの手が回りにくい場所にいろいろ手を貸してくださるような方たちがいらっしゃるのですね。 それはサポーターの養成ということで、ちょっとしたお声かけをさせていただきながら、皆さんに少しずつちょっと役割を担っていただいています。 もちろん、例えば、植栽の管理等は、業者さんをお願いしまして、毎年行っていることではあるのですが、細かいところまでは回らない部分がございますの

	で、もちろん、申出があつてなのですが、そういうところをお願いしたり、高齢者クラブの「親和会」さんというところは、ときどき庭のほうの草取りをしてくださったりするのですね。 自分たちが今まで一番使っていたということもありまして、グラウンドの草取りをしてくださったりと、いろいろとお手伝いをさせていただいております。 それもただ丸投げというのではなくて、これはサポーターの育成というのは、ある意味人間関係づくりの一つだというふうにも感じておりますし、特にサロンというものを始めましてからつくづく感じますのは、やはり役割と居場所を持つということ。社会をリタイアした方たちの役割と居場所を持つということは、単にその作業を、こちらの作業を軽減するというだけに留まらず、そういう生きがいや喜びというものも、実はつくり出しているということがよく感じられまして、今年度も、複合センターの周りに草が生えていて、本来だったら、業者さんをお願いしてでも、あるいは私たちが草を取ってしまってもいいのですが、毎年自分たちがやるからねって楽しみにしている方たちがいらしたりするのですね。小さな木も自分たちがこう手入れしている。
会長	わかりました。すみません。ご丁寧な説明で恐縮でございますが、ちょっと時間の制約もありますので。
ワーカーズコープ	そのような感じでお願いしているということです。
会長	それでは、次の報告のご説明です。
生涯学習課	続きまして、「利用料金の額」についてです。こちらにつきましては、61の枝番に入っていますけれども、61の2ページにございますが、こちらも要約にございますように、条例額と同額の提案となっております。以上になります。
会長	ご意見ございませんか。それでは、次に進んでください。
生涯学習課	それでは続きまして、「申請者について」でございますが、こちらについては、各種誓約書等で提出がございましたので、これを列記してございますが、各種誓約書、会社団体の履歴の全部証明、定款、あと財務諸表関係、納税証明関係等々がそれぞれこちらのページのほうに記載をされております。
会長	ちなみに何ページから何ページまでですか。
生涯学習課	誓約書ちょっと飛び飛びなのですが、92から94ページにかけてに応募資格、法令等の誓約書、あと、履歴事項全部証明書は94ページにございます。大体の定款が122ページ。で、団体の概要がちょっとそれに戻るのですが、冒頭の2ページのほうにございます。

会長	こちらの問題は市役所さんのほうで把握されていますか。
生涯学習課	納税証明等につきましては、そういう意味でそこに書きましたので、あとはその財務内容につきましては別途お願いいたします。
会長	財務内容についてちょっと説明していただけますか。この説明をまずいただいた上で、議論をしたいと思うのですけれども。
生涯学習課	様式2の2と様式3としまして、中に損益計算書と価格・労働環境資料という形で添付のほうをさせていただいております。 損益計算書の内容につきましては、24年度から26年度までの記載がございまして、利益率等につきましては、24年度につきましては、売り上げ総利益率が9%、営業利益率、経常利益率はそれぞれゼロ%という内容となっております。25年度につきましては、売り上げ総利益率が10%、営業利益率、経常利益率がそれぞれ2%、平成26年度につきましては、売り上げ総利益率が10%、営業利益率、経常利益率がそれぞれ1%というような内容となっております。 価格・労働環境資料といたしまして、こちらの比率につきましては、28年度から30年度までの内容となりますが、人件費比率が66.4%、28年度につきましては、人件費比率が66.4%、施設管理費の比率が25.5%、事業費で1.9%、一般管理費が6.1%というような内容となっております。29年度につきましては、人件費が66.2%、施設管理費25.4%、事業費は1.9%、一般管理費は6.5%となっております。30年度は、人件費が66.0%、施設管理費が25.5%、事業費が1.9%、一般管理費は6.5%となっております。 資料につきましては、以上でよろしいでしょうか。
会長	我々は、業者の財務状況は健全かという観点から、まずやりましょう。それで今ご説明ありましたように、いただいたデータを拝見する限り、特に固定資産とか長期の借入金がありませんから、フローの会社であるなど、会社というか法人と書いてあるからという感じを持ちました。それで、特に、売掛金が発生するというのは、これどういう理由なのでしょうかね。 これはワーカーズコープ、今回、事業主体であるワーカーズコープの貸借対照表で売掛金が発生するのはどうしてですか。
ワーカーズコープ	恐らく今年度、昨年度に関しては売掛金が発生しているのは、若者サポートステーション事業という厚労省の事業をワーカーズコープは委託を受けて、全国で17カ所ですかね、ニート、引きこもりの若者を就労に結びつくような活動支援をしています。 この地域若者サポートステーション事業というのは、全国で17カ所やっていますが、今回は厚労省のほうで本来私たちの法人のほうに納める金額がちょっと

	遅れてしまったということがありまして、それが年度をまたいでしまったのです。その分が売掛金として残っています。これは、年度を越えて、4月以降は、順次回収はされております。
会長	回収されていると。専門の〇〇委員がいらっしゃいますので、お願いします。
〇〇委員	よろしいですか。27年3月期ですね、26年分の流動負債の短期借入金が4億5,000万も急激に増えていますが、これは何ですか。
ワーカーズコープ	今の話と連動すると思います。多分そうですね、4億がその厚労省からの若者サポートステーション事業の部分です。
〇〇委員	じゃあ売掛金に対する短借という意味で、買掛じゃなくて。 あと2点ほどあるのですが、未払金が毎年多いのですが、未払金ですよ、これね。5億、4億、5億と。これは何でしょう。科目の内訳聞くようで悪いのですが。短期借入金の下の未払金は。
ワーカーズコープ	人件費です。何千人というワーカーズコープの組合員がいますので、年度を越えて、3月分の給与が4月分以降に払われると、年度を越えた4月ですね。これが未払金という形で、年度末となります。
〇〇委員	いや、ちょっと待ってください。未払金賃金っていう科目もありますよ。4億。
ワーカーズコープ	賞与とかもあるのですが、それも給与に入っているのです。ちょっとまたしっかりと調べた上で答えたいと思います。すみません。
〇〇委員	これはそのような形でお願いします。未払金賃金も聞きたいところだったので、ぜひお願いします。
会長	それでは、ちょっと時間も押しておりますので、次の項目として、財務関係については、毎年きちっとデータのほうも示されておられるようですが、これは監査法人か何か、監査を受けておられるのですか。
ワーカーズコープ	はい、監査は、内部監査はもちろん。内部監査ですかね。
会長	外部の監査というのは受けてない。
ワーカーズコープ	内部の監査はあります。
会長	外部です。これだけの大きな金額を税金払っておられるのだから。受けていない

	ことはないでしょう。では、それも後ほど確認してください。 委員さんいいでしょうか。財務に関してはよろしいですか。今、若干、後日ご報告だということを含めまして。 それでは、次が財務に関しまして。今、ご説明あった市役所の方では、類似施設を運営している実績があるか、これはまだやっていませんでしたか。
生涯学習課	それでは、「類似施設の運営実績について」となりますけれども、こちらにつきましては、全館共通で 61 の 3 ページ及び 162 ページから 169 ページにかけまして、選考がございます。市内での実績は、公民センター、現在事業者として行っているだいております。あと白井駅前センターと桜台センターが、これは 22 年度から 25 年度までの過去の実績として記載がございます。以上になります。
会長	類似施設につきまして、何か質問がなければ先に行きたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。
〇〇委員	ちょっと 1 点だけよろしいですか。
会長	はい、どうぞ。
〇〇委員	ワーカーズさんは、確か独立採算として各部署でやっていると思うのですが、この辺、類似館の委託というか、受けていることによって、相乗効果的な部分として考えられるものとして、何かありますか。
ワーカーズコープ	現在三つの館が、公民センター、駅前センター、複合センターが連携することにあります。
〇〇委員	市内はもちろんですが、事例として市外の部分も書いてあるのですが。
ワーカーズコープ	全国ということですね。全国に関しては、こういった指定管理とか公共の施設の運営だとか、私たちのほうでは高齢者、子育てとさまざまなプロジェクトというか、事業所ごとにやっていますが、全国でそういったみんなが集まって、リーダーたちになるのですけれども、集まって全国の事例や、危機管理、ヒヤリ・ハットとかも含めて共有をして、地域ごとに活動なんかを報告し合って、それをまた持ち帰って、自分たちの地域で生かすというような形で、定期的集まる、全国が集まるという機会を設けております。
〇〇委員	そういった情報が今回の計画書の中にフィードバックされているって考えてよろしいですね。わかりました。ありがとうございます。
会長	それでは、施設運営につきましてよろしいでしょうかね。何もなければ。次に

	お願いします。 「市内での市民活動の実績及びその活用について」でございます。これにつきましては、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであることというのが基準になっておりまして、こちらにつきましても、内容は、こちらもセンター全般としまして 61 の 3 ページから 3 項目の記載のほうがございます。以上でございます。
会長	この点につきましては、特に各委員の方で何かございませんでしょうか。特にないようですから、続けて次の項目に進みたいと思います。
生涯学習課	それでは、「管理体制について」でございます。こちらも選定基準は先ほどと同様で、市の標準としましては、管理責任者が 1 名常勤、事務職員 1 名常勤、児童厚生員 2 名常勤で内 1 名は非常勤可となっております。司書が 2 名常勤、こちらも非常勤可となっております。夜間管理、こちらが 1 名、非常勤または委託可という形になっております。体制としましては、常勤 6 人相当と夜間管理 1 名というような形の内容となっております。こちらにつきましては、センター全体の共通事項としまして、61 の 4 ページ、職員配置計画書、勤務シフト表が 80 ページから 91 ページにかけて記載のほうがございます。中身、内訳につきましては、こちら記載の 10 名で勤務配置をしまして、委託する形となっております。資格につきましては、労務管理者、社会教育主事、保育士または幼稚園教諭、司書という形で、それぞれを当てております。 あと、育成計画としまして、61 ページの 5、職員の研修計画につきまして、61 ページの 6 に 2 項目記載のほうがございます。研修プログラムとしての内容がさらに 2 項目ほど、その中でさらには細分化され記載されております。管理体制については以上になります。
会長	職員の採用・確保は確実にできるかという点から見た場合ですね、手短に。
ワーカーズコープ	今のところは十分な職員がいるのですけれども、そもそも今までは社会教育主事という方がなかなか見つからなかったのです。それで、内部のこちらで既に勤務しております 2 名の者が、社会教育主事の研修に行きまして、社会教育主事の資格を今は 2 名所持しているという状況でございます。児童館ですと、保育の人間ですが、4 名とも資格を持っておりますし、司書、図書室ですと、司書の皆 4 名が資格を、司書の資格を持っている者は 6 名おりますので、そういう意味で、内部でも、いろいろ体制を柔軟に組むことができますので、今のところは特に人員体制に問題はありません。
会長	失業率が 3.5% ぐらいまでなった、今、日本の経済は完全雇用状態になっているわけですね。これから相当いろいろな工夫というか、思い切ったことをしないと、

	いろいろな人を確保できないのじゃないかということは、私の素朴な疑問でございます。質問は結構でございます。そういう印象を持って質問をいたしました。
〇〇委員	ちょっとよろしいですか。
会長	はい。
〇〇委員	給与体系について、不満とか何かありますか。不満じゃなくてこれで満足だとか。
ワーカーズコープ	満足ではないです。満足している者はおりません。もちろん少しでも1円でも多くもらいたいというような思いはございます。
〇〇委員	資料によりますと、この年齢か家族構成か考えたときに、この1人当たりの年収が、多い人で社会保険を除いて350万円とか260万円とかでしょう。これ賞与込みですよ。これでどうなのでしょうかね。何かご不満とか。あるいはそれに見合う職域っていうか、職業なのかってことをちょっと素朴に考えてみたのですが。
ワーカーズコープ	当然、指定管理料というものにも上限がございますし、その中で指定された人員配置で行わなければなりませんから、そこはなかなかもっと欲しいと思っている人間はもちろんおりますけれども、やはりなかなかそこは難しいなど。高い給料というのは難しいかなというところではあります。
〇〇委員	難しいですよ。余り多いってこともないのだけれども、少なければ、人材が問われるじゃないかなというのがありますしね。
ワーカーズコープ	そうですね、一応資格を持っているとか、責任者に対してはそれなりの手当てもつきますけれども、ワーカーズコープは全国組織で、やはりその収入に応じて、もっと欲しいということであれば、公民館の指定管理の現場だけでは、やはりある程度以上の収入というのは難しいですから、さらに事業所として新しい仕事、より利益のある仕事を興していくとか、あるいは全国の事務局員としてもっと外に飛び出して行くとか、いろいろな形をとっていくという方法は、組織としてはございますが、それは組織としてはございますが、複合センターあるいはその他のセンターでの仕事だけでは、それは難しいかなということです。
〇〇委員	はい、わかりました。
〇〇委員	いいですか。
会長	はい

〇〇委員	様式6の2の人件費内訳表というのがあるのですけれども、これで見ると、基本給が16万って全員、常勤の方はなっているのですけれども、仕事の内容とか責任によっては、当然その給料というのは違ってくると思うのですね。 これはあくまで予算の段階なのでこうしているのか、実際の運用は今後どうなるのかっていうのが一つと、それとあと、市にも確認したいのですけれども、指定管理料を積算するときに、人件費というのは、ある程度、当然1人幾らということで試算されていると思うのですよ。それが実際の業者さんの予算と、うまくリンクしているのかどうか。それもちょっと確認したいのですけれども。
ワーカーズコープ	ほとんど16万円というのは、最低の、常勤の最低の金額ということで設定はしております、これは実際と変わりません。ですから、中には多少障害を持ったりとかという方もいらしたりしますけれども、それは同じ最低のラインは守るということで、それ以外に責任者手当であるとか、長い年月、やっぱりキャリアを積み、それなりの仕事の内容も変わってきますので、そこは随時考慮しながらお給料や時給を考えていくというようなことでやっております。 ただ全国組織で全国のバランスもありますので、より多くの方に働いていただくということも大事なことでありますので、もっと人数を減らして、人員をもう少し減らして、もうちょっと1人ずつの給料を上げるというようなこともあり得るかもしれないのですけれども、どこかではこの人はほかで働くのは難しいだろうなというような人でも働く場所があるということが、とても大事な事かなというふうに思っていて、多くの職員は、その理念を理解して仕事しているということです。
〇〇委員	あと、3年度の予算付けされていますよね。人件費が毎年同じ額なのですからね。当然経験を積み、仕事のレベルも上がってきますから、その辺のある程度見通しというか、上がって当然だと思うのですけれど。
ワーカーズコープ	それは当然だと思うのですが、この場で言うのもあれですけれども、指定管理料が3年間同じなのです。そうすると、どうしても、例えばいろいろな点検ですとかというものは確実にやらなければなりませんし、光熱費などはきっと上がっていく方向になるでしょうし、そうすると、やはり人件費をそのキャリアを積んだ分だけ上げていくということは、なかなかこれは厳しい状況にあります。
〇〇委員	それについては人員の配置で、常勤の数が市のモデルとして考えているよりも1人多いのですかね。それで1人当たりの単価下がっているということではないですか。
事務局	そうですね。こちらの11ページの審査項目のところに書いていますが、これを単純に見ますと、市は、常勤の数というのは、かなり少なくやることも可能だと考えています。 実際に市が管理していたときは、それ相当で、常勤の職員というのは、3人とか

	4人という配置が多かったですから、それに比べると常勤の人員が多いのかなとは思いますが。
生涯学習課	指定管理料の算定につきましては、担当だけではなく、財政担当部署であるとか、もちろん行革であるとか、そういったところと内容の確認をしてはいるのですけれども、いろいろな非常に難しい内容にはなるのですけれども、今までの実績を考慮しつつ、直近の物価傾向であるとか、そういったものの動向等を勘案した上で、内容はある程度決めさせていただいているところであります。 もちろんそのサービスの向上と経費の削減という一番の目標というか、そちらが一番重点になりますので、その部分の中で有効であろうと思われる金額について、算定しているところです。
〇〇委員	具体的に市が考えている責任者の給与は設計書上、500何万とかあるじゃないですか。あとは補助員が幾らとか、それがあるわけですね。 このことについては、実際に公表しているはずだと思うのだけれども、そこを少し具体的に話してあげるといいのではないかな。 けれども、今の問題は、常勤職員が、要するに市が考えているよりも多いっていうことにあるのですよね。 市はあるいは常勤職員を絞って、その代わり給料を高く見積もっているのだけれども、実際提案があった内容については、常勤職員が多くて、非常勤が少ないから、給料は少ないけれど、総額として人件費が高くなってしまうという現状ですね。
〇〇委員	市が考えるよりも人数が多いわけだ。
〇〇委員	責任者だと500何万円とか、これちょっとイメージを伝えてあげればいいのではないかな。
生涯学習課	この場で申し上げてよろしいのですか。
会長	はい、簡単に。
〇〇委員	値段というよりも、対比で言って話してくれないかな。これで積算しているわけだけど、当初よりもこちらとこれの人数のギャップなり、その配置している人数の差額を言ってもらえれば、イメージは、単価を言わなくてもイメージは捉えてもらえると思うのだけど。
生涯学習課	年間の金額として、人件費でおよそ2,300万円相当という形です。
〇〇委員	それで何人分を見ているのですか。

生涯学習課	先ほどのその標準の内容にはなるのですがけれども、そこには責任者とその補助員、児童厚生員、または保育士が2名、あと司書が2名で、そこにさらに社会教育主事の加算という形の内容が盛り込まれております。
〇〇委員	合計何人なの。
生涯学習課	非常勤を含めた日勤6人相当と夜間1名相当という形です。
〇〇委員	じゃあ全然違うよね、この数とね。倍も多いじゃないですか。市の試算とワーカーさんの人数と倍も違うものね。
ワーカーズコープ	現在常勤は、事務が3名、児童館3名、図書が1名で7名ですね、常勤は。それで、非常勤が8名です。 自主事業とかイベントがありますと、どうしてもそこは1日6名という配置では足りないのです。そこに当然自主事業というものがあれば、担当が1人つきますので、例えば事務所であるとか、図書室であるとか、児童館であるとか、それぞれ2名ずついなければなりませんので。 そこはどうしてもその配置の人数が、事業を充実させようと思えば、当然人数は市の積算とは違います。ジレンマです。
会長	ありがとうございます。大体の問題点がわかりました。それでは、時間も余りありませんので、私ども審査委員会としましては、現状を把握して、来年度以降について市当局とも話し合いを前提にやっておりますので、どこに問題点があるのかと、いただいた資料だけ見るとこの年間300万ぐらいで、常勤、非常勤ととても低いような感じがするのです。 私は、それはそちらの会社のポリシーだと、ワーカーズさんのポリシーだという場合はそれなののですがけれども、結果的に、十分な労働意欲と結びつかないような形になっているとすれば、やはりそれは今後の問題かなとそういうふうに認識しております。 ただこれは私の意見ですので、とりあえず、もう時間もありませんので、この問題はここで打ち切りたいと思います。それでは、次の項目についてお願いします。
生涯学習課	続きまして、「施設の維持管理について」になります。 こちらにつきましては、基準のほうが先ほどと同様になりまして、提案内容につきましては、全館共通の内容として、枝番のあるページとなりますが、61の9ページからでございますが、維持管理業務計画として記載のほうがございます。その中にさらに細分化された説明等が記載されております。内容につきましては以上となります。よろしくお願いします。
会長	わかりました。各委員の方いかがですか。

	それでは次、続きまして個人情報の保護について。
生涯学習課	では続きまして、「個人情報の保護について」でございます。選定基準につきましては、「関係法令等を遵守するものであること」となっております。 提案内容につきましては、全館共通として 61 の 13 ページから記載されております。さらに 93 ページに法令遵守の誓約書として提出のほうがございます。内容としましては、5 項目につきまして同様の記載がございます。以上になります。
会長	ありがとうございます。特にワーカーズコープさんにお聞きしたいいのですけれども、特にこの件に関しまして、何か問題といったことはございませんでしたか。
ワーカーズコープ	はい。個人情報につきましては今のところ、まだありません。
会長	漏えいとかそういう問題はないと。はい、わかりました。じゃ、よろしいですね。次にまいります。
生涯学習課	それでは続きまして、「関係法令について」でございます。選定基準は先ほどと同様となっております。提案内容につきましては、全館共通としまして、61 の 27 ページから記載がございます。 また、93 ページに法令遵守の誓約書が提出されております。各法令、法律、条例、規則等につきまして遵守するというような内容となっております。以上です。
会長	各委員の方、何かございますか。恐らく相当組織的に運営されておられるので、問題がないと思います。それでは、引き続きお願いします。
生涯学習課	それでは、「指定管理料金及び収支計画書について」です。こちらは選定基準が、事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであることとなっております、内容につきましては、収支の計画書、計算書が 62 ページに 28 年度から 30 年度のものとしています。 また、先ほどの人件費のところでもありましたが、68 ページに人件費用の内訳表のほうで、綴りとともにすみません、追加でちょっと後先申しわけないのですけれども、先ほどご覧いただいた資料になっております。 指定管理料につきましては、ここですみません、年度の記載ですね、大変申し訳ありません、28 から 30 年度になります。大変申しわけございません。
会長	どこのです。
生涯学習課	要約版が、25、6、7 という形で 3 年が続いている形で記載をしてしまっております。大変申しわけございません。こちらは正しくは 28、9、30 という形になります。提案内容は各年ともに 3,480 万円、3 年間合計で 1 億 440 万円となっております。

	す。市の提案額に対する割合は、99.99%となっております。以上になります。
会長	ありがとうございます。ちょっとこの点につきまして、各委員の方のご意見をまた伺いたいと思います。特にございませんか。
生涯学習課	では、最後に「特記事項」という形で記載がございましたので、備考欄に記載をさせていただきます。 ページは61の28ページに、公共サービスを担うに当たっての基本姿勢と白井市の公共サービス運営の中で出会った地域の問題・課題という内容でそれぞれ記載のほうがございました。記載事項、備考欄については以上になります。内容はこれで全てになります。
会長	それでは、ご意見ございますか。 それでは、以上、ご報告をお受けしましたので、とりあえず、ヒアリングはこれで終了させていただきます。どうもご苦労さまでございました。
事務局	会長、先ほど宿題がありましたよね。これについては、今回点数をその部分どうしますか。もうそれを抜きにして、採点を今日しなくちゃいけないのですけれども。
会長	それについては、誠意ある回答をいただくことを前提に、今日の提出内容をもとに我々としては判断させていただきたいと思います。ただ、ご報告だけはよろしくお願いいたします。
事務局	了解しました。未払金とかそういうのがありましたので、そういうのについては後日ご報告いたします。
会長	以上で、西白井複合センターの審査を終わります。審査票に記入が終わりましたら、事務局にお渡しください。 一度休憩を取ります。休憩後は、桜台センターと桜台児童館をお願いします。 (休憩 ワーカーズコープ 高齢者福祉課退室 しろい光夢迎入室)
会長	それでは桜台センターと桜台児童館についてお願いいたします。
生涯学習課	桜台センターの担当課については、市は生涯学習課と子育て支援課です。担当者は変更ございません。
会長	では、事業者のほうで、しろい光夢迎のほうから自己紹介をお願いできますか。

しろい光夢迪	合同会社しろい光夢迪代表の築城みゆきと申します。よろしくお願いいたします。 す。
しろい光夢迪	社員の山崎雅由と申します。センター長をしております。
しろい光夢迪	社員の太田茂子と申します。ただいま桜台センターで副センター長をさせていただいております。よろしくお願いいたします。
事務局	進めさせてよろしいでしょうか。引き続きまして、説明は、生涯学習課の担当萩原のほうから説明させていただきます。
生涯学習課	では、桜台センターの申請内容について説明申し上げます。 まずは、要件につきましてですが、応募資格につきましては、指定の要件と提言事項と財務状況等、全て適用のほうを満たしております。 また、申請内容につきましては、それぞれ審査項目を要求する基準のほうを満たしております。以上になります。
会長	それでは、審査に入りたいと思います。審査項目に従いまして、生涯学習課から説明いただき、補足事項をしろい光夢迪さんのほうからいただけるということで進めていきたいと思います。
生涯学習課	それでは、「管理運営の基本方針について」でございます。 こちらの選定基準につきましては、事業計画書による施設の管理が市民の平等な利用を確保しサービスの向上が図られるものであるとなっております。 こちらにつきまして、しろい光夢迪からの申請内容につきましては、複合施設センター全体としまして、4 ページ、26 ページ、36 ページにそれぞれ事業計画としまして、年度ごとの記載がございます。 あと以下、各館ごとの内容としまして、公民館、同じく 5 ページ、26 ページ、36 ページに事業計画書がそれぞれ年度ごとに記載のほうをされております。主に、4 項目についての記載がございます。 児童館につきましても、同様に申請書の 7 ページ、27 ページ、37 ページにそれぞれ事業年度ごとに内容のほうに記載されています。主に、4 項目についての記載がございます。管理運営の基本方針については以上になります。
会長	ありがとうございました。非常にわかりやすく、読みやすい資料をつくっていただきありがとうございます。 最初のほうにいただいた資料の中にあります団体の概要について、私がちょっとご質問させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。 合同会社ということで、業務執行社員が法人と個人とあわせて 7 名ですかね。それで、資料に載っていたのですけれども、代表の方が有限会社ディープライズの社

しろい光夢迪	長さんもやっておられますね。 そこの7人の関係というか、出資関係とか実質的な出資比率が一番多いのはどこか、推定ではなく経過できたのですけれども、その辺のことについてご説明いただきたい。 それぞれどういうお知り合いとか、親戚だとか、その辺の業務執行社員の相互関係をちょっとご説明いただきたいと思います。 私は当初、白井コミュニティセンターが建設される際の建設準備委員というのをしておりまして、その流れで白井コミュニティセンターの指定管理を地域住民で担うという指針が出ておりました。 そこで、実際にやっていた方とか、地元の方ですとか、知り合い事業者の方にお声掛けをして、一緒にこの白井コミュニティセンターの指定管理者という業務をしませんかというふうにお声掛けをしました。 そして、私の経営している「ティープライズ」という会社は広告宣伝業でしたし、あと、こちらにいらっしゃる、センター長をしている山崎さんも古くから、PTAの会長などをやっているところからの知り合いで、地元の有力者でもいらっしゃいますので、ちょうどコミュニティセンターの建つ場所が地元の住まいでもありますので、お誘いしました。 そういった流れでお知り合いの方ですとか、あと、ほかに委員をされていたのはダスキン河原子支店とか、株式会社ユースの社長さんですとか、あと、農業をされています秋本博嗣さんも同じ委員をしていたのです。だから、趣旨に賛同していただいて社員になっていただきました。 あと、副センター長をしております大田茂子さんは、イラストとかデザインをするのがとても得意ですので、そういったわかりやすい広報をしたいなという思いから、お声掛けをして賛同していただいています。 それぞれが出資できる金額というのを、こちらからお願いもしましたし、言っていた金額も合わせて、ちょうど指定管理者の要件であった300万円という当初の出資金に達しましたので、この7者ということで、最初は300万円で立ち上げました。 そしてその後に、桜台センターのほうの指定管理を結ぶとなったときにも、増資をしまして、皆さん快く増資に応じてくださって、現在はそれぞれが出せる金額とちょうど増資をして、600万円という資本金で運営されているということです。
会長	ティープライズの経営状態はいかがでございますか。
しろい光夢	おかげさまで、赤字ではないです。
会長	赤字ではない。
しろい光夢迪	はい。

会長	そうですか。
しろい光夢迪	はい。
会長	それから、有限会社ユースダスキンは、法人として入っていますよね。ダスキンのフランチャイズか何かの関係ですか。
しろい光夢迪	はい。そうです。
会長	代表者の方が、法人の社員として入っておられる。
しろい光夢迪	はい。そうです。
会長	出資比率からいくと、別に合同会社じゃなくても、築城さんがマジョリティー持っておられるわけだから良いですね。
しろい光夢迪	当初NPO法人とするとか、いろいろ考えたのですけれども、やはり異業種、センターを運営するのに係る広告ですとか、お掃除ですとか、いろいろな地域の方のお知り合い多いですとか、コミュニティを持ってらっしゃるとか、何かしらセンターを運営するに当たり関連する、ある意味プロの方たちが一緒になって、異業種が出資をしてというところも合同会社の趣旨に合いましたので、合同会社という形で立ち上げました。
会長	この概要に限らず、先ほどの管理営業事業方針について、何かご意見ありますか。〇〇委員ありませんか。
〇〇委員	次に進んでからで良いです。
会長	この報告につきましては、よろしいですか。次に、「市民サービスの向上方法について」をお願いします。
生涯学習課	では、次に「市民サービスの向上方法について」でございます。選定基準につきましては、先ほどと同様となっております。 提案内容につきましては、公民館といたしまして8ページ、27ページ、37ページに、それぞれ事業計画書が年度ごとに記載しています。 児童館につきましては10ページ、27ページ、38ページに年度ごとの事業計画書がございます。主なところは、公民館と同様な処理となっております。
会長	それでは、各委員にご意見を賜りたいと思います。

〇〇委員	いいですか。
会長	はい、どうぞ。
〇〇委員	資料の 10 ページの保育とあるのですが、これは保育をやられるのは職員の方とか、あるいはボランティアの方とか、その辺はどういう形でやられているのですか。10 ページの 9 番です。
しろい光夢迪	講座に関しての保育ありと申しますのは、ほとんどがボランティアの方で、地域のボランティアの方が保育をしてくださっております。今まで、保育を頼んでいたお母様が、子供が小学校に上がり、今度は後輩のお母さんたちのお子さんをボランティアで見てくださるという流れが、今、桜台のほうではできております。
会長	特にご意見がなければ、次に進みたいと思います。よろしいですか。
生涯学習課	続きまして、「利用者ニーズの把握方法と対応について」でございます。 選定基準につきましては、先ほどと同様となっております。提案内容につきましては、公民館、児童館共通ということで 10 ページ、27 ページ、38 ページにそれぞれの年度ごとの基準、記載がございます。基本的には、内容別々には載っていますが、28 年度に踏襲した中でさらに追加という形の記載になっております。
会長	何かありますか。
〇〇委員	この桜台センターの場所が、小学校が近い、中学校が近い、小倉台の図書館が近いという場所にあるのですけれども、こういう中で桜台さんのニーズというのは、どういうところにあるのですか。住民のニーズとして。
しろい光夢迪	住宅、桜台地区でいうと、住宅で住まわれている場所と学校と、その間に桜台センターがございますので、図書室に来て、結構、利用者さんは多いです。 インターネットとかで申し込みできますので、返却にくるお客様というのも結構いらっしゃいますし、小中学生に関しては、学校から帰って、また遊びにきたりというようなことでにぎわってはいます。 ニーズとしては、近くに保育園もあるので、親御さんたちの待ち合わせや子供との待ち合わせも多いです。親御さんが、働いている方がいらっしゃるので、5 時までは児童館にいたりとかということもやっていただいておりますので、結構ご利用があります。
〇〇委員	時々、私は小倉台の図書館を見るのですが、中学生、高校生なのか図書を使うのではないけれども、学習室に使いたいみたいな話が結構あるようです。

しろい光夢迪	勉強されている子どももいらっしゃいます。
〇〇委員	ちょっと、ホームページを見たら、机が何脚かあるのかなと思ひまして。
しろい光夢迪	はい。ございます。
〇〇委員	個別とかついたてとかいろいろな環境があると、使い勝手はどうなのかなという。
しろい光夢迪	そうですね。まあ、狭いですからね。その辺はちょっと市と相談したいと思ひます。テーブルが、今よく1人用のテーブルと、区切りがあるようなテーブルがありますので、そういうことも、こう、ということだと思ひますけれども。
しろい光夢迪	中高生に関して言えば、学習室はございますので、そちらのご利用もできますし、白井市に関して言えば、隣の印西市のお子さんも来ていただいても、ウェルカムなところがございますので、お子さんに関しては、いろいろなところから来ていただいています。
しろい光夢迪	結構多いのは、小倉台地区の子供達の登録は最近増えて。
会長	他にございませんでしたら、次の項目に進みたいと思ひます。
生涯学習課	それでは、「自主事業の実施計画について」でございます。 選定基準は、「事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に發揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること」となっております。 こちらにつきまして、提案の内容につきましては11ページ、28ページ、38ページで公民館分はそれぞれ年度順にございます。 平成28年度が24ページと2ページ、平成29年度が34ページ、平成30年度が44ページとなっております。 児童館につきましては、平成28年度が24ページと2ページ、平成29年度が34ページ、平成30年度が44ページとなっております。 その他、「共済事業等について」でございます。自主事業の実施計画については以上になります。
会長	では、各委員のご意見をお伺いしたいと思ひます。
〇〇委員	いつもお話を伺わせていただひいて、とても素晴らしいなと思ひて聞いているのですけれども、「さくセン合宿ナイトウォーク」とかは自分が子供だったら参加してみたかったなとか、そういうのもありまして、私は個人的にすごく好きなので

	す。28年度の事業計画書の公民館のところで、「一芸発表会」というのがあるので、これはどういう形に行われるのでしょうか。
しろい光夢迪	「一芸発表会」は、今、内容を練っているところなのですが、地域の方が何か特技を持っていちゃって、それが人材バンクとかに登録するだけでは、皆さんがどんな方なのか、何をしてくださるのか、どういうふうな形でどんな人なのかということが、ちょっと見えない部分があると考えましたので、そういう方たちが埋もれないように、何か地域にデビューしていただくきっかけづくりをしたいなと思ったのが、まずこの、俺の一発芸ではないのですけれども「一芸発表会」です。 皆さんの前で、私は何ができますということを発表していただく場をまずつくり、それを聞いた方が、じゃあこの方にこういうことを頼んでみようというような、そういう何か繋がりをつけていくようなことをどうしたらできるかなというところを、今、詰めているところなのですが、趣旨としてはそういうところでございます。
会長	魅力的な計画が盛り込まれているので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それでは、次の「緊急時の対応について」ご説明お願ひいたします。
生涯学習課	それでは、「緊急時の対応について」でございます。 選定基準は先ほどと同様となっております。提案内容につきましては、各館共通の内容としまして15ページ、30ページ、41ページにそれぞれ年度ごとの記載がございます。主な内容は、こちらにある4項目となっております。
会長	この緊急時対応マニュアルが発動というか、具体的に機能したということはないですね。何かありましたか。
しろい光夢迪	実際にはないですね。
会長	実際になかった。
しろい光夢迪	はい。
〇〇委員	16ページの「職員のオンコール制度の導入」と、これは従来からやってらっしゃると思うのですけれども、これで今まででトラブルになったとか、円滑な対応ができていないかどうか。その辺確認させてください。
しろい光夢迪	今までは問題がないですね。オンコール制度表という、こういう1年間の日にちごとに担当を役員で決めていまして。絶対に白井市内には誰かがいるというようなことで連絡がつくようにしているのです。今まで問題があったことはありません。

会長	わかりました。それでは、次の案件に移りたいと思います。
生涯学習課	それでは続きまして、「利用促進の方法について」でございます。 選定基準は先ほどと同様となります。提案内容につきましては、公民館として 16 ページ、30 ページ、41 ページにそれぞれ年度ごとの記載がございます。 また、児童館につきましては、16 ページ、30 ページ、41 ページに同様の記載がございます。記載内容については以上になります。
〇〇委員	利用されている方の満足度は、どの程度かとお想定しているのでしょうか。
しろい光夢迪	利用されている方に関しては、100%とまではいかないですが、大分いい感触を受けております。まだ利用されていない方が結構いらっしゃるかなとも思いますし、お子さんについても、1 回 2 回は来たことがあるけれども、普段は来ないという子もいます。 子供の仲のいい子同士で来ちゃうと、それで来られない子もいるというようなこともいろいろわかってきまして、その辺のところもどうしようかということやっております、大分感触としてはよろしいかとは思っております。
〇〇委員	ありがとうございます。
会長	よろしいですか。それでは、次に移りたいと思います。32 ページの削減方法。
生涯学習課	それでは続きまして、「管理運営経費の削減方法について」でございます。 選定基準は先ほどと同様でございます。提案内容につきましては、各センター共通としまして 17 ページ、31 ページ、41 ページにそれぞれ年度ごとに 3 項目の内容の記載がございます。以上になります。
会長	この挙げられている項目を平行的に行われているのか。例えば、年度利用ということを中心項目、あるいは今年はこれをやろうとか、そういうやり方をやっているわけですか。例えば、ペーパーレス化と書いてありますけれども、これはいかがですか。
しろい光夢迪	そうですね。ほとんどが年間を通してということでございます。
会長	この中で、強いて館長として、頭を悩まされている点は何ですか。管理運営経費の削減方法について。
しろい光夢	運営経費というより、人員の研修ですかね、配置もそうですけれども。
会長	研修ですか。

しろい光夢迪	人員が第一です。この間まで、職員ともみんなよくやっていますので、今のところこれといって、全体的にみんなやっています状態です。
会長	わかりました。はい、どうぞ。
〇〇委員	経費の削減ということですが、この予算というか、予算書に何か形としてあらわれていますか。
しろい光夢迪	予算については、人件費がほとんどとなっています。
〇〇委員	それも経費ですね。人件費以外には。細かいようなのですが、経費の削減というのは常に出てきますよね。
しろい光夢迪（	そうですね、設備とかですね、業者さんを選定するにも商工会を通じて皆さんに見積していただいて、その中から決めているということをしています。
しろい光夢迪	安くて、信頼のおける業者さんを常にお問い合わせなどしています。
〇〇委員	人件費の削減はどうですか。
しろい光夢迪	経費削減に、ちょっと人件費はそこには入れられたくないなと私は思っています。皆さん、しっかり働いてくださるので、その分、ほかを削減しながら、働いてくださる方には、少しでもお給料をという形で還元したいなと思っています。
会長	じゃあ、この案件につきましてはよろしいでしょうか。続きまして、利用料金の額について。
生涯学習課	それでは、「利用料金の額について」でございます。 選定基準は先ほどと同様となっております。こちらにつきましては、17 ページ、31 ページ、42 ページにそれぞれ記載されておりますが、基本的にはこちらの表にありますとおり、条例額がそれぞれ 10 円ないし 20 円減額の内容で提案のほうがされております。以上になります。
会長	稼働率はいかがですか。予約でいっぱいになってしまっていますか。
しろい光夢迪	そうでもないですね。予約で同じ時間帯と同じ曜日とかっていうところは重なるのは結構多いですね。全体的には、40%くらいです。
しろい光夢迪	利用者さんには取りづらい状況にあるぐらいにはなっているのですが、例えば、

	それが調理室であるとか、個別には空いているところはたくさんあります。 皆、使いたい曜日の使いたい時間というのは重なっているため、使いたいお部屋も重なっていきしますので、例えば、空いているお部屋をいかに稼働させるかというので、今は、グループを立ち上げられるような講座をこちらが仕掛けて、そこから使っていただくような仕掛けは随時しております。
会長	できるかどうかわかりませんが、時間帯によって、早朝割引とか。飛行機の料金が決まっていますよね。現在、区分は午前中と午後、この2つになっているのですけれども。それを増やす。作業量が増えるかもしれませんが、分けることはできませんか。
しろい光夢迪	早朝を何時とおっしゃるのが、ちょっとわからないのですが、ただ、開館時間が一応、公民館 9 時・9 時となっておりますので。その 9 時から 12 時を早朝といえるかということ、ちょっと微妙なところなのではけれども
会長	例として申し上げたところです。例えば、空いている時間帯をもっと安くするか、ピークのときは高くするか。
事務局	そうですね。そういうことが可能かどうかというのは、市とも協議が必要ですね。
〇〇委員	今、上限額の設定という意味で、条例額を定めていますので、その範囲であれば可能です。ただ、ちょっと煩雑になるのであれば、逆に、その利用料に応じて、どこまでがメリットでどこからが煩雑なのかということもあるかと思います。
しろい光夢迪	ただ、他のセンターと比べて、子どもはどの時間でも窓口がいる時間でしたら、当日ご利用いただけるというメリットはお客様にはあると思います。
会長	ありがとうございました。各委員の方ございますか。それでは、次お願いします。
生涯学習課	「申請者について」でございます。 選定基準につきましては、「事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること」となっております。 提出書類につきましては、冒頭でも申し上げましたとおり全て満たしておりますので、誓約書というのとか、定款、納税証明書等、提出のほうは把握しております。
会長	財務状況についても簡単に説明していただいてよろしいですか。
生涯学習課	財務状況等につきましては、様式 2 の 1、2 の 2、様式 3 にそれぞれ貸借対照表、損益計算書、価格労働関係資料という形で、提供のほうをさせていただいております。

	貸借対照表につきましては、24 年から 26 年までの 3 カ年。比率につきましては、流動比率 293%、当座比率 291%、自己資本比率 66%、固定比率 0%となっております。25 年度につきましては、流動比率 163%、当座比率 140%、自己資本比率 39%、固定比率 0%となっております。26 年度につきましては、流動比率 168%、当座比率 166%、自己資本比率 40%、固定比率 0%。以上の内容となっております。
会長	ありがとうございます。続いて、損益計算書も簡単にご説明いただけますか。
生涯学習課	こちらも 24 年から 26 年の 3 カ年分でございます。比率につきましては、売上総利益率が 100%です。
会長	これは間違いです。売上総利益率が 0 になりますから、100%じゃなく、間違いです、これは。
生涯学習課	この表記はおかしいのですか。
会長	ええ。とりあえず、営業利益率と経常利益率についてお願いします。
生涯学習課	失礼しました。そういたしますと、24 年の営業利益率が 2%、経常利益率が 3%となります。25 年は営業利益率が 1%、経常利益率が 2%となります。26 年は営業利益率が 3%、経常利益率が 3%となります。 あと、最後に様式 3 の価格労働関係資料といたしまして、白井市の内訳のそれぞれの比率としまして、人件費が 28 年度から 62.8%、施設管理費が 26.9%、事業費が 4.8%、一般管理費が 5.1%となっております。29 年度につきましては、人件費が 62.6%、施設管理費が 27.2%、事業費が 4.6%、一般管理費が 5.1%となっております。 30 年度につきましては、人件費が 62.6%、施設管理費が 27.2%、事業費が 4.6%、一般管理費が 5.1%となっております。 合計が、ちょっと端数の関係で、大変申しわけございません、100%という形になってしまいましたけれども。内訳については以上となります。
会長	ありがとうございます。それでは、〇〇委員のほうからお願いしてもよろしいでしょうか。
〇〇委員	はい。まず、貸借対照表からお願いします。お金、持っていますね。1900 万。売掛金が、26 年度、最終年度ですね。8,000 円しかないのに、買掛金が 240 万あるというのは、この買掛金は何でしょうか。
しろい光夢迪	最終的に、私のほうでいろいろこの資料の作成ですとかを行っていますが、そういったところをギリギリしかいただけてないので、最終的に予算が残れば、少しい

	ただこうかなというところに対応しています。 また、年間の研修費ですとか、そういったところを少し入れさせていただいております。
〇〇委員	で、残っているわけですね。予算の残金があればいただくと。
しろい光夢迪	予算というか、経費として。
〇〇委員	元々支払えない金額ではないですよ、現預金もありますし。なぜ残るかなというのがあります。それと、また関連するのですがね、未払賃金がありますよね。
しろい光夢迪	はい。
〇〇委員	25 年、24 年はないのに、26 年期にあるってことは何かあったのですか。支払い方法を変えたのか。
しろい光夢迪	これは日付の違いだと思います。すみません。支払方法は変えていないので。
〇〇委員	支払日を変えた。もしくは科目が違うかのいずれかですね。
しろい光夢迪	期末賞与を出した年があります。
〇〇委員	期末賞与の年。期末賞与を未払いにしたのですね。
しろい光夢迪	いや、そうではないです。未払賃金の仕分けについては、税理士と相談して、そういう決定をしています。
〇〇委員	だけど、お金ありますからね。お金がなくて未払いならわかりますが、あるいは支払日が 30 日締めで、翌月 5 日払いとかね。そういう類のものですか。
しろい光夢迪	月末で 15 日払いです。
〇〇委員	では、前年度はどうだったのですか。
〇〇委員	期末賞与を払ったか、払わなかったか。ということですか。この年だけ賞与をだしたとか。
〇〇委員	いや、支給日を変えたなら、支給日を変えたって、一発で出ますよね。数字の間違いじゃないですか、これ。

〇〇委員	賞与自体を今まで払っていなかったのではないですか。
〇〇委員	内容的としてお金があるので、財務内容的には問題はないとは思いますが。
〇〇委員	同じなのですかね。
〇〇委員	ただ、処理として資料として矛盾があるので、前の件と同じで、追って報告させていただくということで。
〇〇委員	いいですよ、構いません。ただ、もし科目の仕分けの変更であれば、未払なんていう科目、なくしたほうがいいですよ。すっきりさせたほうがいい。
会長	未払費用なんていうのは基本的におかしいですよ。
〇〇委員	未払費用としてであれば、多いよね。
会長	買掛金にするのだったら、買掛金にすればいい。事業本来の目的ではないものを買った場合に未払金。例えば、建物買ったり、自動車買ったりするときは、そうなのだけれども。
〇〇委員	そうですね。
会長	財務内容につきましては、たしか配当金を7%払っておられますよね。
しろい光夢迪	はい。
会長	利益率が低いわりには7%と頑張っておられるような気がします。その辺がよくわからなかった。営業利益率から見ると少し難しいですよ。 7%であれば、営業利益率はもう少し、できれば高いほうがいいですよ。
しろい光夢迪	はい。
会長	この際、副市長もいらっしゃるから、もっといい仕事をするために、もっと指定管理料を増やしてほしいとか、そういう方向が出ると、いいのかと思います。市として払えるかどうかですよ。ただ、意見として。
しろい光夢迪	はい。
会長	答えにくいですかね。

しろい光夢迪	まあ、そうですね。
会長	私が申し上げているのは、事業の継続性ということを重視しておりまして、もう切り詰め、やり詰めまして、もうだめだと。で、指定管理者業務をギブアップされるのが一番怖いわけですね。 事業の計画性という観点から、やっぱり適性基準をとという方向を担当者に対しては資本に対しても、適性基準をちゃんと払うのだと。 それが企業のあるべき姿かなと思ったのですけれども。その観点からお聞きしたのですけれども。すぐにこの場で答えなくても結構です。 それでは、次をよろしくお願いします。
生涯学習課	それでは、「類似施設の運営実績について」でございます。 選定基準は先ほどと同様となります。提案内容につきましては、69 ページのほうに記載がございますが、コミュニティセンター、白井児童館の管理者及び桜台センターの指定管理者となっております。以上です。
会長	ちょっと確認なのですけれども、先ほど出資者の方が、山崎さんが館長さんで、大田さんが副館長。業務執行社員で、白井市内での兼任者はお二人だけですか。
しろい光夢迪	そうです。2 人だけです。
会長	こちらのほうはどうですか。コミュニティセンターにはいらっしやいませんか。
しろい光夢迪	コミュニティセンターにはいません。
会長	いらっしやらない。
しろい光夢迪	はい。私が 4 月から桜台に異動でありまして、去年まではずっとコミュニティセンターのセンター長でした。
会長	山崎センター長、ほかに何かご意見ございましたら。どうぞ
しろい光夢迪	そうですね。それを行うためにというか、そういう形で、地域でまとまっていたければなおお願いしております。その一貫で、今年の秋に「ともし火のタベ in 桜台」という、桜台地区の全体で回るようなイベントを、今、実行委員の方たちに行っているところなんです。
会長	この件につきましてはよろしいですか。では、続きをお願いします。
生涯学習課	「市内での市民活動の実績及びその活用について」でございます。

	選定基準は先ほどと同様となっております。提案内容につきましては、18 ページに記載のほうがございます。以上です。
会長	特に各委員のご意見ございませんでしょうか。それでは、次、お願いいたします。
生涯学習課	それでは続きまして、「管理体制について」でございます。 こちらも選定基準につきましては、先ほどと同様でございます。職員の配置につきましては、市の基準といたしまして管理責任者 1 名常勤、事務職員 1 名常勤、児童厚生員 2 名常勤、1 名非常勤可、司書 1 名常勤（非常勤可）、夜間管理 1 名、常勤 5 名相当プラス夜間管理 1 名となっております。 提案内容につきましては、職員配置計画が 19 ページ、54 ページ。勤務シフト表が 55 ページから 59 ページにそれぞれございます。配置内容については記載のとおりとなっております。資格につきましても、必要な資格のほうを満たされた内容となっております。 研修計画につきましては、28 年度、20 ページのほうに研修結果のほうに記載されております。28 年度分が 20 ページ、29 年度分が 31 ページ、30 年度分が 42 ページにそれぞれ記載が載っております。管理体制については以上になります。
会長	それでは、管理体制についてご意見をお願いします。
〇〇委員	様式 6 の 2、この人件費の内訳表なのですがすけれども、年間収入に対して、年度の数値が少なめだと思って見たら、厚生年金の保険料が 1 桁少ないですね。 この管理責任者の方の厚生年金、1,922 円となっているのですがすけれども、本当は 1 万 9,220 円ではないですか。となるとほかもみんな、異なっていますよね。
〇〇委員	桁がね。厚生年金の額。労働保険だけ合っているのかな。
〇〇委員	合計は合っているのですがすけれども、この合計自体が増えるのですよ。大体、年収入の 15%が年法定になるはずなのですよ。ちょっと、これじゃ少ないいいのですよ。
会長	それより少ないのですね。それもまた追って後日資料を提出いただけますか。
しろい光夢迪	はい。すみませんでした。
会長	提出していただきたいと思います。ほかにご意見は。補正の関係はそのような形でよろしいですか。 大変、失礼な質問で申し訳ないのですがすけれども、館長さんが 57 歳と、先ほどおっしゃいましたよね。
しろい光夢迪	はい。

会長	今、拝見すると、年収として決して十分ではないような。お仕事の割にはということですが。
しろい光夢迪	そうですね。はい。それは、はっきり言えます。半分、前職から比べると半分近いです。
会長	やはり使命感ですか。
しろい光夢迪	そうですね。地域を盛り立てようということで。ほかに収入もありますので。
会長	そういうことですか。
しろい光夢迪	楽しんでいるのです。
会長	なるほど。理想的な働き方ですね。
しろい光夢迪	いえ、いえ。
会長	ほかにいかがでしょうか。この問題につきまして。 では、代表者の方にお聞きしますけれども、このやりくり、人のやりくりとか含めて、やっぱりこの問題は結構重要ですよ。どんな点に留意されておられますか。 運営について、日ごろ悩んでおられる、どういう点について一番頭が痛いのか。
会長	特に児童館の担当は、資格、保育士、幼稚園教諭、教職と社会福祉士、いずれかの児童厚生員という仕事のために、そういった資格が必要です。 児童館の仕事という内容がなかなか一般的に理解されずに、例えば、働いてくださる方を探すのは大変です。 ただ、おかげさまで今の方たちはもう当初からずっと働いてくださっている方、新しい方も定着してくださっているのです。今はどちらの館も皆さん一生懸命に、職場の人間関係もスムーズかと思うのですけれども。どうでしょう。
しろい光夢迪	少ない人数ですからね。その辺は問題ないと思います。
しろい光夢迪	そこを上手に皆さんで、月曜休館で、そのほかの曜日は開いていますので、休みの希望もそれぞれがなるべく休みを取りやすいように、働きやすいようにということは、シフトを組むときもセンター長に苦心していただいて、シフトで全人員が配置されているという状況です。
会長	〇〇委員、何かありますか。

〇〇委員	いえ。ありません。
会長	それでは、管理体制につきましては、以上になります。次の項目をお願いします。
生涯学習課	「施設設備の維持管理について」でございます。 設定基準につきましては、先ほどと同様ということになります。提案内容につきましては、センター共通で 20 ページ、32 ページ、42 ページにそれぞれ記載がございます。 清掃業務につきましては、日常清掃、定期清掃という形の 2 項目に分けた説明がございます。説明内容は以上になります。
会長	ありがとうございました。それでは、各委員からご意見をいただきたいと思います。よろしいですか。それでは、次に移りたいと思います。
生涯学習課	それでは、「個人情報の保護について」でございます。 選定基準につきましては、関係法令等を遵守するものであることとなっております。提案内容につきましては、センター共通で 22 ページ、32 ページ、72 ページにそれぞれの記載が、61 ページに誓約書の提出がございます。
会長	特に、これまで個人情報保護に関して問題が起きたということはございませんでしょうか。
しろい光夢迪	実は、問題といたしますか、市民の方で桜台センターのほうにお問い合わせがあった市民の方がいらして、その方が市役所のほうにもいろいろ問い合わせをされているということがありましたので、私からその方にご説明をさせていただこうと思ったときに、今まで何度も何度も来られている方でしたので、コミュニティセンターのほうで電話番号をたまたまナンバーディスプレイ控えていたというのがわかったもので、こちらからお電話をかけてしまったのですね。 それで、私から、こういうことでこのイベントに関しては、こういう説明をさせていただきたいというふうに言ったのですけれども、それがその方に見れば、桜台センターに話を持っていったのに、なぜコミュニティセンターで取得した電話番号でかけてきたのだというように苦情をいただきました。 その件に関しては、私が、大変申しわけない不手際でしたということで謝罪いたしました。そういった意見はありました。 そこは漏えいということではないのですが、目的外使用というふうには市のほうから指導を受けまして、今後十分注意いたしますという話はさせていただきました。
生涯学習課	少し補足いたしますと、個人情報保護法だとか、市の条例、個人情報の漏えい、

	違法に個人情報収集したとか、そういう件には該当はいたしておりません。ということについて補足をさせていただきます。
会長	この件につきまして他にありませんか。どうぞ。
〇〇委員	ちょっと横道にそれるのですが、質問しそびれたのでお願いします。この施設は年間ざっと何人ぐらいが利用されているのですか。
しろい光夢迪	4 万 5,000 人とか、そのくらいですね。
〇〇委員	カウントされているということですね。
しろい光夢迪	そうです。昨年よりは増えていますね。
会長	それでは、この問題はこれで終わりにして、次をお願いします。
生涯学習課	それでは、「関係法令について」でございます。 選定基準は先ほどと同様となっております。法令につきましては、22 ページ、32 ページ、43 ページに記載がございますとともに、誓約書のほうが 61 ページのほうにございます。遵守する旨の記載内容となっております。以上です。
会長	関係法令につきまして、特に市のほうからご指導いただいたことは、ないのですか。
しろい光夢迪	ございません。
会長	それでは、次は特に説明いらなくていいですね。指定管理料金及び収支計画書については。最後の指定管理料金及び収支計画書の妥当性か、これについてご説明いただければ。
生涯学習課	それにつきましては、市での上限見込額が各単年度よりの金額として、3,248 万 2,000 円。3 年間合計で 9,544 万 6,000 円というのを上限額として計上しております。そちらに対しまして、提案内容は 28 年度、3,257 万 9,080 円、29 年度 3,233 万円、30 年度 3,243 万円、3 年間で 9,734 万円の提案内容となっております。提案割合につきましては、92.85%となっております。以上です。
会長	この件につきましては、特に議論はありません。よろしいですね、先に進みます。

生涯学習課	備考欄という形で「特記すべき事項」について 24 ページ、32 ページ、43 ページにそれぞれ記載しています。大きく 7 項目あります。以上で備考欄についての内容となります。 説明内容については以上となります。
会長	このようなイラストなどは副館長がつくられたのですか。
しろい光夢迪	見やすいところは私でございます。
事務局	では、何点か、事務局に確認の報告がありますよね。それは早急にお願いします。
しろい光夢迪	了解しました。
会長	それではよろしいですか。どうも光夢迪さんお忙しいところありがとうございました。
しろい光夢迪	ありがとうございました。 (生涯学習課、子育て支援課、しろい光夢迪 退出)
会長	以上で、桜台センターの審査を終わります。審査票に記入が終わりましたら、事務局にお渡しください。 一度休憩を取ります。休憩後は、それぞれの施設の評価結果について議論します。 (休憩)
会長	それでは会議を再開します。では、事務局からお願いします。
事務局	集計として、複合センター分が、できましたので、皆様にお配りしたところです。 複合センターの今回の内容として、9 番の「申請者について」ですが、ここは半点を満たないと不合格ということとなっています。 ここが半分の 30 点を超えているということ、また、サービスの評価点についても、450 点を超えていない場合は失格となっていて、450 点を超えていること。 以上から、集計結果の皆さんの評価結果では、今回、ワーカーズコープを複合センターの指定管理者の候補者として選定をしたところですが、皆様の中で数字の誤りとか、何か見えていて少し違うなという点がありましたら、少し一緒に見ていただければと思います。 では、続いて、桜台センターの集計が終わりましたので、結果について報告してよろしいでしょうか

会長	お願いします。
事務局	桜台センターにつきましては、先ほどと同様に、点数としては満点が 996 満点で、こちらの 9 番の団体について、財政面になりますけれども、こちらについては 30 点を超えない場合は失格ということになっておりましたが、42 点ということで、30 点を超えているものでした。 また、サービス等評価点数についても、こちらは 900 点満点で、うち 450 点を超えていないといけないというところでしたが、こちらについては、682 点と 450 点を超えておりました。 以上、皆様委員の集計結果から、桜台センターの指定管理者の候補者として、しろい光夢辿を選定することとなっています。 また、こちらについても、少し見ていただいて、何かご意見等がありましたら、こちらの中で変更させていただきたいと思います。
会長	両者とも今回は審査会レベルとしては合格であると。
事務局	皆さんの審査結果では、そのような結果となっています。
会長	皆さん、ご意見ございますか。特にないようですので、今回の結果をもって、この審査会の決定としたいと思います。ほかに事務局から何かありますか。
事務局	では、議題 3 今後のスケジュールについて説明いたします。 (今後のスケジュールについて説明) ● 次回会議は、今年度最終回であり、10 月 19 日（月）午後 2 時から開催 ● 答申内容について決定
会長	これで今日の議題は全部終了ですか。 ご協力によりまして早く終わりました。どうもありがとうございました。また次回よろしく願いいたします。 (第 4 回会議終了 午後 5 時)